

令和 7 年度 第 4 回長泉町地域公共交通協議会 書面協議結果について

1 協議事項

コミュニティバス循環線の実証運行終了日（令和 7 年 12 月 26 日）について

承認：14 否認：0 未回答：0

長泉町地域公共交通協議会設置要綱第 6 条第 4 項の規定により、本協議事項は承認となりました。

2 承認日

令和 7 年 10 月 17 日（金）

コミュニティバス循環線の実証運行終了日について

(令和 7 年 10 月 6 日)

令和 7 年度第 3 回長泉町地域公共交通協議会 (R7. 9. 22) において、循環線は利用状況などを踏まえ、持続可能な公共交通として運行を継続することが困難と判断し、実証運行をもつて終了することを承認した。

終了の時期は実証運行満了日 (令和 8 年 1 月 22 日) とするか、年内 (令和 7 年 12 月 26 日) とするか協議を行ったところ、関係各所との調整を行った後に、改めて書面協議とすることとなった。

実証運行終了時期について

バス事業者や運輸支局と運行管理や事務処理手続き、利用者への周知などについて協議、確認し、現在、循環線は年末年始期間等 (12 月 27 日 (土) ~ 1 月 3 日 (土)) が運休期間となっていることから、その前日となる令和 7 年 12 月 26 日 (金) での実証運行終了として、利用者の混乱も生じにくく、終了に伴う各種対応も容易であることから、下記のとおり提案する。

【協議事項】

循環線の実証運行は令和 7 年 12 月 26 日 (金) をもって終了とする